

2-7 第三者への提供の例外(法第23条第4項)

法第23条第4項 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前3項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

第1号 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合。

第3号 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

ガイドライン

委託

- ◆個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託する場合は、第三者に該当しない。個人情報取扱事業者には、委託先に対する監督責任が課される(法第22条関連)。

【業務の委託の事例】

- ・データの打ち込み等、情報処理を委託するために個人データを渡す場合
- ・百貨店が注文を受けた商品の配送のために、宅配業者に個人データを渡す場合

共同利用

- ◆個人データを特定の者との間で共同して利用する場合、以下のア)～エ)の情報をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いておくとともに、共同して利用することを明らかにしている場合は、第三者に該当しない。

ア)共同して利用される個人データの項目

イ)共同利用者の範囲(本人からみてその範囲が明確であることを要するが、範囲が明確である限りは、必ずしも個別列挙が必要ない場合もある。)

ウ)利用する者の利用目的(共同して利用する個人データのすべての利用目的)

エ)開示等の求め及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、安全管理等個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

【共同利用を行うことがある事例】

- ・グループ企業で総合的なサービスを提供するために利用目的の範囲内で情報を共同利用する場合